

## ♣ 得意先への災害見舞金

**Q** : 当社は、先日の集中豪雨による土砂崩れで工場が全壊した得意先へ、災害見舞金を支出することを検討しています。この災害見舞金は交際費になるのでしょうか？

**A** : 一定の場合には交際費に該当しません。

### 【解説】

得意先等が災害を受けた場合に見舞金を支出するという事は、いわば慣習であり、日頃の付き合いから儀礼的に行われるようなものです。したがってこのような性格の見舞金は原則として、交際費として取扱われます。

しかし、このような一般的、儀礼的な見舞金でなく、被災した得意先等との取引を早く回復させ、自己の損失を最小限に食い止めるために支出する災害見舞金については、慰安や贈答のためというより、取引先が復旧することにより自己が受ける損失を回避するためのものといえることから、次の2つの要件を満たす災害見舞金については交際費に該当しないものとされています。

- ①被災前の取引関係の維持、回復を目的としたものであること
  - ②災害発生後相当の期間内に、その災害を受けた得意先等に支出したものであること
- なお、上記②の相当の期間内とは、「災害を受けた得意先等が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間内」とされていますので、この期間経過後に支出されたものは、一般的な見舞金として交際費に該当しますので注意してください。

